

(資料4)

就職氷河期世代活躍支援に関わる 現状の主な取組

令和2年7月

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

神奈川県労働局 資料

◎ 専門窓口の設置（令和2年3月30日～）

就職氷河期世代専門窓口

【設置箇所】

横浜わかものハローワーク（横浜わかものハローワークプラス）
ハローワーク相模原 相模大野職業相談コーナー（35歳からの就職応援コーナー）

【支援対象者】

就職氷河期世代（概ね35歳以上54歳）の方で、就職を希望し、以下のいずれかの要件に該当する方

- ・ 臨時・短期的な就業を繰り返す不安定就労の期間が長い方
- ・ 非正規雇用の就業経験が多い方や、就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が少ない方

【主な支援内容】

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 職業相談、職業紹介
- ・ 適性検査等を利用した自己理解支援
- ・ 応募書類の作成支援
- ・ 面接トレーニング
- ・ ハロートレーニングへのあっせん
- ・ 各種セミナー等の実施

◎ 就職氷河期世代の雇用機会拡大に向けた事業所支援

就職氷河期世代を対象とした求人の確保（令和元年8月～）

ハローワーク及び地方版ハローワーク（無料職業紹介事業を行う地方公共団体）での就職氷河期世代限定求人の申し込みを可能とした。

（労働施策総合推進法の年齢制限禁止の例外事由に該当する）

就職氷河期世代の雇用に資する各種助成金による事業所支援

【特定求職者用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）】（令和2年度～）

就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分にキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者（短期間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）】

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して助成

【キャリアアップ助成金（正社員化コース 等）】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成 等

◎ 職業能力開発機会の確保

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)とは

「未経験の仕事にチャレンジしたいがスキルが足りない」「ブランクが長くて心配」「アルバイトの経験しかなく不安」「資格を取って就職につなげたい」といった、現在のスキル・知識では就職に不安のある方に対し、必要な知識・技能を身につけてもらい、早期就職を実現させることを目的とする。

主に雇用保険を受給している方にむけた「公共職業訓練」と、主に雇用保険を受給していない方に向けた「求職者支援訓練」からなる。

求職者支援制度とは

雇用保険を受給できない求職者の方に対し、無料の職業訓練の受講と併せて、ハローワークによるきめ細やかな就職支援を実施する制度で、収入や資産等、一定の要件を満たす場合に、職業訓練の受講を容易にするための職業訓練受講給付金を利用できる。

・ 求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和（令和2年度～）

訓練期間の下限緩和(3か月→2か月)

実践コースにおいて就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を2か月以上で設定できるように改正。

【要件緩和のねらい】

- ・ 訓練受講者にとって受講しやすい。訓練実施施設も設定しやすい。
- ・ 受講後の早期の就労につなげる。

訓練時間の下限緩和(1か月あたり100時間以上→80時間以上)

雇用保険被保険者とならない非正規雇用の在職者や育児・介護中の者に配慮し、1日あたり3時間以上6時間以下、1か月あたり80時間以上での訓練設定を可能に。

【要件緩和のねらい】

- ・ 働きながら、育児・介護をしながら訓練を受講できるようにする。
- ・ 比較的時間に余裕のあるカリキュラム構成とし、じっくりとスキルアップをしたいと考える層の受講を促す。

◎就職氷河期世代に資する委託事業

・地域若者サポートステーション事業

支援対象者の拡大（～39歳→～49歳）（令和2年度～）

県内すべてのサポートステーションにおいて支援対象者を49歳までに拡大し、就職氷河期世代の支援体制を整備する。

【サポステ相談支援事業（主なもの）】

- ・ 職業的自立に向けての専門的相談の支援
- ・ IT技術（スカイプ等）を活用した相談環境を整備
- ・ 人材不足業種、職種等における職場体験プログラムの実施
- ・ 就職した者への定着・ステップアップ相談の実施

福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）の実施

自治体・福祉機関等（生活困窮者自立支援窓口、福祉事務所、ひきこもり支援センターなどを想定）に出張相談を実施し、就職氷河期世代の無業者を把握し働きかけを行う。

- ・ アウトリーチ型支援を実施するための相談員を各サポステに配置
- ・ 地域レベルのプラットフォームへも参加

・不安定就労者再チャレンジ支援事業（令和2年度～）調整中

民間の創意工夫を活かした成果連動型委託事業

不安定就労者の多い地域において、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援など、民間の創意工夫を活かした就職支援を総合的に行う。

〈支援の基本的構成 ①～③の流れ〉

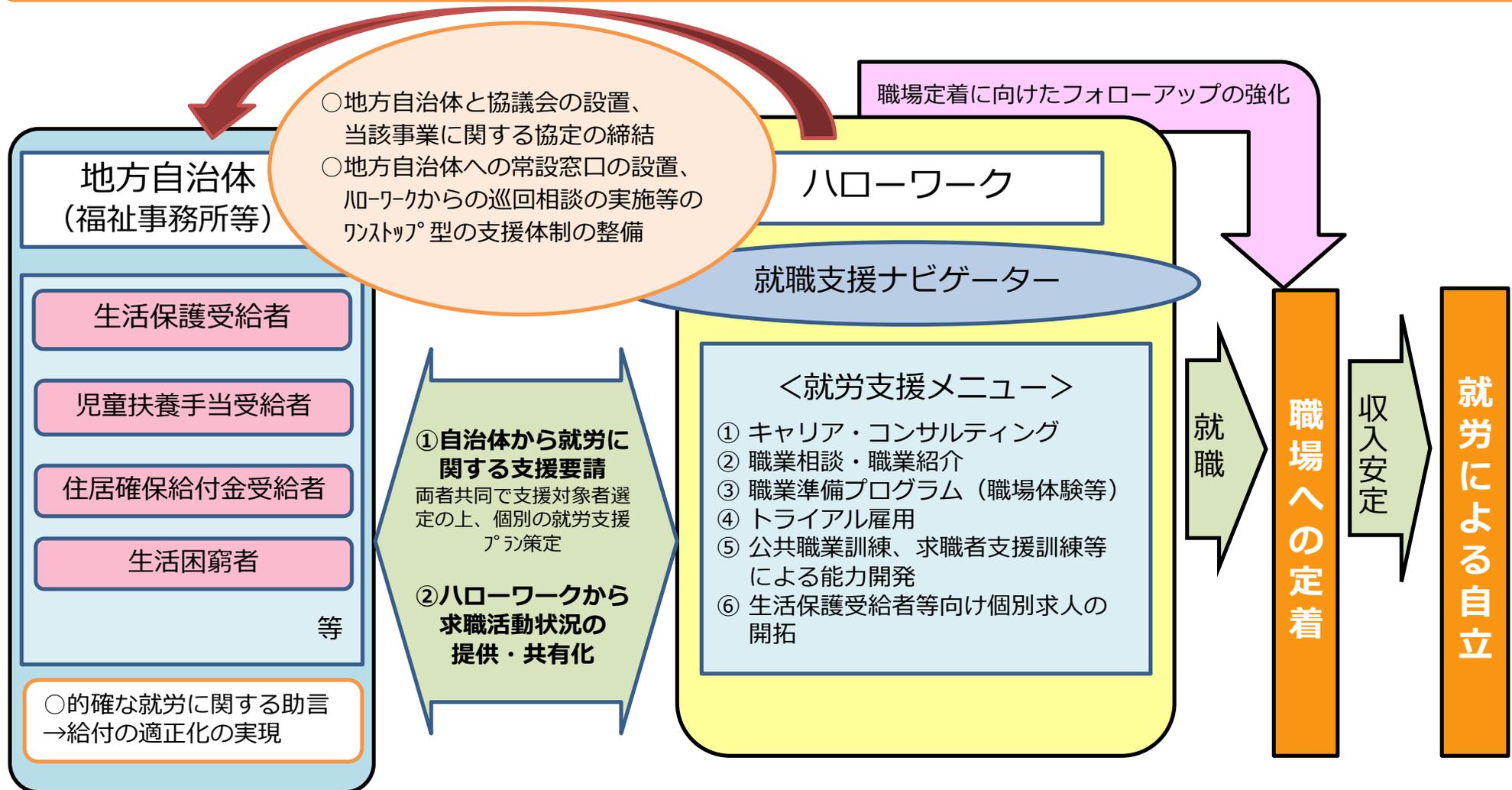
- ① 就職に向けた準備の為に効果的支援を行う「標準プログラム」
- ② 就職あっせん、標準プログラムの支援効果を評価する「評価期間」
- ③ 就職後、最大1年に亘る「職場定着支援」

☆ 委託費は「標準プログラム」受講者数、「期間の定めのない」雇用による6か月後の職場定着状況、1年後の職場定着状況の成果に連動

生活保護受給者等就労自立促進事業(概要)

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図ることを目的に平成25年度から生活保護受給者等種労自立促進事業を実施。

平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進。



◎生活保護受給者等就労自立促進事業
住宅確保給付金受給者及び生活困窮者への支援の流れ

